

議案第 3 1 号

訴訟上の和解について

横浜地方裁判所平成 2 1 年（ワ）第 2 4 2 4 号損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 事件名 横浜地方裁判所平成 2 1 年（ワ）第 2 4 2 4 号損害賠償請求事件
- 2 当事者 原告 * * * *
被告 川 崎 市
被告 * * *
- 3 和解内容
 - (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、本件交通事故の和解金として、既払金 9, 9 7 6, 4 0 2 円を除き、金 1 8, 0 0 0, 0 0 0 円の支払義務があることを認める。
 - (2) 被告らは、原告に対し、連帯して、前項の金員を和解成立日から 1 箇月以内に、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。
 - (3) 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
 - (4) 原告と被告らは、原告と被告らとの間に、本件交通事故に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
 - (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件は、横浜地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告と被告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成14年10月25日、川崎区四谷上町9番27号先路上で、被告**
*運転の本市乗合自動車、停留所に停車するため左側に車線変更したところ、駐車車両の右側に停車していた原告運転の原動機付自転車と接触し、転倒させ、負傷させ、脊柱の変形障害を負わせるに至った。
- 2 このことについて、原告から被告らに対し、損害賠償請求がなされたので、示談交渉に応じていたが、合意には至らなかった。
- 3 その後、原告から被告らに対し、平成21年5月22日に横浜地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された。
- 4 本訴訟は、係属して以来、13回の口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。